

市では、DVをはじめとする女性への暴力や嫌がらせをなくすために、相談窓口の開設や、講演会などでの啓発に取り組んでいます。

ひとりで悩まずに、まず相談を！

[相談の流れ]

配偶者や交際相手などから暴力を受けた

相談したい

宮崎市女性相談室
(女性のみ相談可)

☎21-1779
FAX27-0752

電話・面接

月～金 9:00～17:15
祝日・年末年始除く

または

**宮崎市男女共同
参画センター「パレット」**
(性別を問わず相談可)

☎25-2057
FAX25-2056

電話・面接

月・水～日 9:00～17:00
受付 16:30まで
祝日・年末年始除く

身の危険がある

警察安全相談室
宮崎県警察本部
(性別を問わず相談可)

☎26-9110
FAX31-1187

電話・面接

月～金 8:30～17:45
※緊急の場合は上記
時間外でも対応可能

または

宮崎県女性相談所
(女性のみ相談可)

☎22-3858

電話

月～金 9:00～20:30
土 9:00～15:00

面接

月～金 9:00～18:00
祝日・年末年始除く

こんな経験は
ありませんか？
1つでも当てはまれば
DV被害
かもしれません。

- 殴られる・蹴られる
- 子どもへの暴力を
ほのめかされる
- 「出て行け」「口答えするな」
など怒鳴られる
- 付き合いや外出を
制限される
- 生活費をもらえない
- 外で働くことを禁止される
- 携帯電話や行動を
チェックされる
- 避妊に協力してもらえない

DVは重大な人権侵害です!!
講演会でDVを学びましょう

DVに関する理解を深め、被害の防止を図る講演会を開催します。

講演テーマ：DVから逃れるということとは!!

講師：NPO法人ファースト・ステップ 高橋 実生さん

日時：11月19日(日) 13:30～15:30

場所：宮崎市男女共同参画センター「パレット」

定員：50人 料金：無料

申込先：当日までに電話またはFAXで宮崎市男女共同参画センターへ

☎25-2055 FAX25-2056

他の相談窓口は
宮崎市DV防止・

被害者支援計画【概要版】を
ご確認ください。

情報は
ココから



問 文化・市民活動課
☎21-1835 FAX20-1564

特集2 宮崎市のDV防止・被害者支援に向けた取り組み

我慢していませんか？ あなたは**DV被害者** かもしれません。

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは、配偶者や交際相手など親密な関係にある人、または親密な関係にあった人からの暴力のことです。殴る・蹴るといった身体的なDVのみならず、心理的攻撃や経済的圧迫、性的強要もDVにあたります。DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。いかなる理由があろうとも、決して許されるものではありません。

市では、被害者からの相談対応や安全確保および自立支援、支援体制の充実など総合的な推進を図るため、平成29年3月に「宮崎市DV防止・被害者支援計画」を策定しました。

11月12日～25日は
「女性に対する
暴力をなくす運動」
の期間です。



宮崎市での相談事例を紹介します

相談ケース1 60歳代の主婦 結婚生活30数年

支配的な夫と離婚したいですが、
離婚後の生活に不安があります。

離婚の相談でしたが、詳しく聞くと、夫からの日常的なDVを受けていました。しかし、相談者は「自分にも悪いところがあったから」と問題視していませんでした。相談員がDVについて説明をすると、「自分はDV被害者なんだ」と認識できるようにになりました。

相談者には、身体に危険が及ぶときは警察安全相談室へ相談するように促しました。

不安な離婚後の生活については、法律相談を案内しました。相談者はその後、法律相談を経て、別居し、離婚調停と保護命令を裁判所に申し立てをしました。

相談ケース2 10歳代の娘を心配した母親と本人

娘が交際相手から
暴力を受けています。

本人には交際相手からの暴力で顔や腕に痣がありました。相談員がデートDVとけんかの違いを説明し、本人に「デートDV危険度チェック」をしてもらったところ、交際相手の行為はデートDVに当てはまりました。

本人はデートDVと気付くことができ、交際を解消しました。

相談員から

- 平成27年度に実施した市の調査では、女性の3人に1人が配偶者などからの暴力被害を経験しており、10人に1人が何度も暴力を受けて悩んでいるということが分かりました。
- 60歳以上のDV相談割合(昨年度)は14.2%。せめて老後は暴力のない、安心・安全な生活を切望し、相談する人は少なくありません。
- 保護命令とは、さらなる身体的な暴力、または生命などに対する脅迫がある場合、地方裁判所へ申し立てることができる制度です。

相談員から

- デートDVとは、結婚していない交際中の二人の間で起こる暴力のことです。
- からだへの暴力、こころへの暴力、お金に関する暴力、性的な暴力など相手を傷つける行為は全てDVです。
- 恋をすることはステキなことですが、「好きだから」といって暴力や束縛を受け入れる必要はありません。嫌なことは「イヤだ!」と断る方がいいです。